

	確 認 書 類	備 考
成年後見人	<p>登記事項証明書(写し) または 審判書(写し)〔※〕 または 審判確定証明書(写し)〔※〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すべての法律行為の代理権・同意権(日常生活に関する行為を除く)が付与されている場合。 ◆ 要介護等認定申請書の同意欄の「代筆者署名」の署名は、成年後見人が記載する。 <p>【記載例】 本人署名 本人氏名 代筆者署名 成年後見人氏名 (続柄) 成年後見人</p>
保佐人 補助人	<p>登記事項証明書(写し)と代理権目録(写し) または 審判書(写し)〔※〕 と 代理行為(代理権)目録(写し) </p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 付与されている代理権によって、取り扱いが異なるため、代理権目録にて、代理権の内容を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 要介護認定の申請に関する記載があるもの。 <p>※任意後見人の場合は、任意後見監督人が選任されていることが必要。</p>
任意後見人	<p> 審判確定証明書(写し)〔※〕 と 代理行為(代理権)目録(写し) </p>	<p>【記載例】 本人署名 本人氏名 代筆者署名 保佐人等氏名 (続柄) 保佐人等</p>

※法務局での登録が未登録の場合のみ。